

- ◆ 九州財務局では、熊本地震の発生後速やかに、熊本県内に店舗を有する金融機関等に対し、**金融上の措置の要請を実施**。また、二重ローン問題(被災前からの既往債務が負担になって新規資金調達が困難となる等の問題)解決に向け、平成28年4月から運用開始された**住宅ローン等の減額・債務の免除**を図る「**自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン**」(以下、「**ガイドライン**」という。)の初の本格的な適用事案として、普及広報のために取組。
- ◆ 九州財務局では、被災者の生活再建の一助となるよう、ガイドラインの利用が見込まれる方への的確に周知できるように広報手法を工夫しながら、**関係機関と連携して多様な周知広報活動を展開**。

1. 成果事例の概要等

① 金融上の措置の要請等

熊本地震による熊本県下への災害救助法適用を受け、平成28年4月15日、九州財務局長と日銀熊本支店長の連名等により、**同県内に店舗を有する金融機関等に対し、被災者の被災状況に応じた適時適切な措置を講ずるよう要請**するとともに報道機関、関係団体にも周知要請・依頼。
県内金融機関では、顧客に対し、適宜柔軟な対応を行うとともに、相談窓口を設けて顧客に対応。



被災者の相談を受ける当局職員

② 被災者支援特別行政相談へ参加

熊本行政評価事務所が実施した**被災者支援特別行政相談(熊本市、宇土市、阿蘇市)**に参加し、生活の安定・再建のための金融面の各種支援策等に関する被災者からの相談等に対応(28年5～7月)。

③ 金融機関向け説明会の開催

同県内所在の金融機関等関係者が一堂に会する場として、**28年8月31日、金融庁と共催で説明会を開催**。金融庁西田審議官が「熊本地震からの復興に向けて」と題して**金融庁の施策等の紹介**を行ったほか、石巻商工信用組合、地域経済活性化支援機構から東日本大震災からの復興への対応等について説明。

④ ガイドラインの周知広報

ガイドラインに関し、28年5月より被災地方公共団体等に対して周知広報を実施(全銀協のポスター掲示、**チラシの窓口への備え置き**等)。

28年12月19日に益城町の木山仮設団地にて開催した**当局主催の説明会**において、熊本県弁護士会がガイドラインの説明を実施したほか、当局職員から**特殊詐欺被害防止**に向けた啓発を実施。

29年2月19日には**同弁護士会と共同**で、関係金融機関を含めた**無料相談会**を益城町において実施し、約50名が参加(3/22には熊本市東区で相談会を実施)。



当局職員による住民への説明

2. これまでの取組の成果等

- 平成27年12月に策定されたガイドラインは、28年4月1日より適用開始。**熊本地震は、ガイドラインが適用開始された後に起きた最初の自然災害**となった。当局は、東日本大震災での東北財務局の対応等を参考に、発災直後からガイドラインの周知広報に努めるとともに、管内金融機関に対しても顧客へのガイドラインの周知を要請。
- その結果、29年1月21日に熊本県弁護士会等が主催したシンポジウムにおいて、ガイドライン策定に携わり、同シンポジウムで基調講演を行った東京弁護士会所属の弁護士から、「**熊本地震においては、発生直後から関係機関が連携して周知に取り組んでおり、周知が浸透している。**」旨の評価を受けた。
- 29年2月以降は**被災地方公共団体や公務員宿舎を無償提供している管財部と連携して当局が作成したチラシの仮設住宅等へのポスティング等を実施**。実施にあたっては、**当局融資課と地方公共団体との既存ネットワークも活用**することにより、被災地方公共団体との円滑な連携を確保。

平成28年熊本地震で被災された皆さまへ

熊本地震の影響で**住宅ローンなどの返済**にお困りではありませんか?

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」により、**住宅ローンなどの免除・減額を申し出ることが**できます。

メリット1 手続きを**無料で**弁護士等の「無料法律事務所」による手続支援を無料で行われます。

メリット2 財産の一部を**手元に残せる**高利の債権等の返済免除や、返済の滞りによる返済停止などの処分申請により異なります。

メリット3 個人情報として**登録されない**債務整理をしたことが個人信用情報として登録されないため、新たな借入れに影響が及びません。

詳しくは、ローン借入先の金融機関等にお問い合わせください

熊本県弁護士会 金融庁 九州財務局

当局作成のチラシ

★ガイドラインの更なる周知のため、当局独自のチラシを策定したほか、**テレビCM、新聞折込、新聞紙面広告**を28年2月から3月にかけて実施。

3. 今後の課題と九州財務局の対応

＜今後の課題＞

- 熊本地震からの復興を支援する観点から、ガイドラインの周知広報については、被災者ごとの被災状況や復旧・復興の進捗状況等を踏まえた取組が必要。

＜九州財務局の今後の対応＞

- ガイドラインの利用が見込まれる方に対し、国、被災地方公共団体、金融機関、弁護士会等の支援機関と連携して周知広報を引き続き行っていく。

★国、被災地方公共団体、金融機関、弁護士会等の支援機関が連携して被災者支援に取り組みることにより、被災地の復興支援に貢献。